主文

原告の被告大阪府教育委員会に対する訴を却下する。

原告の被告大阪府立E高等学校校長に対する請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

0 事実

当事者の求める裁判

(原告)

被告大阪府教育委員会が昭和四七年五月三〇日付をもつてなした大阪府立E高 等学校全日制課程普通科教育課程の追認処分のうち、第三学年理科系女子生徒に対 する教育課程に関する処分は無効であることを確認する。

被告大阪府E高等学校校長がなした別紙(二)の昭和四七年度大阪府立E高等 学校全日制課程普通科教育課程編成処分のうち、第三学年理科系女子生徒に対する 部分を取消す。

訴訟費用は被告らの負担とする。

旨の判決

(被告)

- 原告の請求はいずれもこれを棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

旨の判決

当事者の主張

(請求原因)

原告の長女Aは昭和四五年四月大阪府立E高等学校全日制課程普通科(以下、 E高校と略称する。) に入学し

現在同高第三学年生徒として在学し、理科系教育課程を選択するものである。 原告は、右Aの親権者である。

被告大阪府立E高等学校校長(以下、被告校長と略称する。)は、昭和四七年 度E高校教育課程を別紙(一)のとおり編成し、被告大阪府教育委員会(以下、被告府教委と略称する。に対して昭和四七年二月二八日付で承認の申請をなしたとこ る。に対して昭和四七十二万二八日内で承認の中間をなしたことろ、被告府教委は同年三月三一日付で右教育課程を承認した。そして被告校長はこれとは別に別紙(二)のとおりの教育課程(以下、本件課程という。)を編成して同年四月八日E高校生徒に告知し、同年四月一〇日以降本件課程が実施されていたが、被口校長は、同年五月二六日付で被告府教委に対して、昭和四七年度教育課程 を本件課程に変更する旨承認申請をなし被告府教委は同月三〇日右課程の承認(以 下、本件承認という。)をなした。

以下の事由により本件課程は違法であるから、被告校長のその編成は取消を、

世後の教育を受ける権利に直接かかわるものであるから、大阪古代長のでの構成は取消を、 被告府教委のその承認は無効をそれぞれ免れないものである。 1 生徒は、個性や能力に応じた教育を受ける権利を有し、教育課程は右のような 生徒の教育を受ける権利に直接かかわるものであるから、憲法二六条一項、教育基本法前文、三条一項に則り、教育課程は生徒にその能力に応じて教育を受ける機会 を与えるように配慮して定められなければならず、殊に高等学校においては「個性 に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させる こと」(学校教育法四二条二号)を達成しうるよう考慮して編成されなければなら ない。そして大阪府立高等学校の教育課程は、大阪府立高等学校教育課程基準(以 下、府基準と略称する。)に基いて編成されなければならないところ(府基準第2、1(1)、同基準によれば教育課程編成上、高等学校学習指導要領(昭和三五 年一〇月一五日文部省告示第九四号、以下、指導要領と略称する。)総則葛二節第 五款ならびに第六款に示された事項に留意しなければならない旨定められ(府基準 第2、4)、右指導要領は「生徒の能力、適性、進路等に応じてそれぞれ適切な教 育をほどこすために(中略)原則として教育課程の類型を設け、そのいずれかの類 型を選択して履修させるようにすること。この際、その類型において履修させるこ とになつている教科・科目以外の教科・科目を履修させたり、生徒が自由にに選択 履修することのできる教科・科目を設けるように配慮すること。」(第五款 2 (2))と定めているところ、本件課程は類型の設定が適切でなく、教科・科目の

設定に右配慮を欠き、生徒の能力、適性、進路を無視した画一的かつ強制的なもの であるから、憲法、および前記各法律に悖るものである。

指導要領は「学校において標準単位数をこえて単位数を配当する場合には、第 二章に示した事項に習熱させることをたてまえとする。」(第六款1(2)) 旨規 定しているが、本件課程は、原告の子女を含む第三学年理科系女子生徒についてみ れば、第一、第二学年において既修の単位数を差引いた結果、指導要領の標準単位数に比し、物理B一単位、数学III二単位が多いのにかかわらず、右指導要領の趣旨が何ら考慮されていない瑕疵がある。

3 教科・科目の履修学年については、指導要領にその内容が履修する学年を前提として示されているものについては、原則としてその学年において履修させるものとする(府基準第2、4(2))べきであり、指導要領上化学Bは第二学年および第三学年において履修させることになつているから、既に第一、第二学年において化学Bは五単位履修済みであるけれども、本件課程が第三学年において右科日を課程に組まないのは右法理に悖るものである。

4 全日制課程の普通科において芸術に関しては四単位以上(二科目以上)必修とする(府基準第2、2(2))べきであるのに、本件課程は芸術を二単位しか設けていないのは明らかに違法である。

原告の子女Aは、その入学試験科目に物理B、数学IIIがなく、化学Bを含む大学へ進学する予定のものであるから、違法な本件課程の実施により、自己の適性、能力、進路に応じた学問を習熟することができず、却つて徒らに頭脳、体力の消耗を来し、そのため前記のような教育を受ける権利が侵害され、よつて原告において右権利を保障する親権を侵害されるものである。

(被告の本案前の主張)

一 本件課程の編成は事実行為に属し、行政訴訟の対象とはならない。すなわち、高等学校の教育課程は、高校教育の目的(学校教育法四一条)、その目標(同法四二条)を達成するため、法令(同法四三条、同法施行規則五七条、五七条の二)および指導要領に従い、地域または学校の実態を考慮して学校の各課程並びに各学科の特色を活かした教育を配慮し、生徒の能力、適性、進路等に応じて適切な教育を行い得るように学校において編成実施するものであるから、その編成は権利義務に直接影響を与える法律行為または処分ではなく、教育を行うための準備という事実行為である。

二 本件課程の編成および本件承認の相手方は原告の長女Aであり、また本件のよろな任意入学の高等学校においては、在学する子女の保護者には営造物利用権もないから、原告には訴訟適格がないといわなければならない。

(請求原因に対する認否)

ー 請求原因一の事実は認める。

二 同二の事実のうち、被告校長の本件課程の告知の点を除き、その余の事実を認める。

三一同三の事実のうち、指導要領に原告主張のような記載があること、原告の子女を含むE高校第三学年の生徒に対して、第一、第二学年において既に化学B五単位の課程が施されていることは認める。

E高校においては、高等学校三か年を通じて詣導要領および府基準所定の授業科目を実施しており、学校の事情に応じて学年別に多少の科目の変動または前後組替えがあるにすぎないから、本件課程に何ら瑕疵はない。化学Bの科目については、海要領は化学Bの標準単位数を四単位として第三学年に配分せられることを一応の原則としているものの、各学校の事情等によつてこれを第一、、第二学年に配分する実例も従来多数存在するのみならず、E高校第三学年生徒に対しては、前記のとおり既に第一、、第二学年において合計単位の授業が施され、現在未習の物理Bおよび生物等の授業を施し、別に化学Bの補習授業を実施して、指導要領所定以上のよび生物等の授業を施し、別に化学Bの補習授業を実施して、指導要領所定以上の学習内容および時間数をもつて必要な配慮のもとに効果的指導を企図実行されているものであるから、本件課程には何ら違法性社存在しないといわなければならない。

四 同四の事実のうち原告の長女Aが化学Bを入学試験科目とする大学へ進学する 予定であることは認める。

第三 証拠(省略)

〇 理由

一、原告の長女Aが、昭和四五年四月E高校に入学して現在同校第三学年生徒であり、理科系教育課程を選択し、将来科学Bを市入学試験科目とする大学へ進学する予定であり、原告が同女の親権者あること、被告校長が、昭和四七年度E高校教育課程を別紙(一)のとおり編成し、昭和四七年三月三一日付で被告府の承認を受けたが、さらに本件課程(別紙(二))を編成し、同年五月二六日付で被告府教委に対して昭和四七年度教育課程を本件課程に変更する旨承認申請をなし、同月三〇日府教委の承認をえたこと、以上の事実は当事者間に争いがない。

二 まず本件課程の編成および本件承認が抗告訴訟の対象となる行政処分に当るか否かについて判断する。。

以上の事実に徴すると、本件課程は教育内容を授業時数との関連において組織した E高校の教育の計画であり、被告校長の本件課程の編成は、被告校長が定めた巨 校の学則の規定と相い俟つて、同校生徒が昭和四七年度において授業として提供を受け、履修すべき教科・科目、特別教育活動およびその単位(時数)を一方的に定し、生徒に対しその履修を義務づけるものということができる。そして高等学校の教育課程の編成については、後に記すところにより明かなように、高等学校の教育を一定の水準に維持し、学校が生徒に対して提供する教育内容を適切ならのもあるが、これに必要な基準が、法令に基いて定められているのであるから、その信息は、これに必要な基準が、法令に基いて定められているのであるから、そのによる被告校長の本件課程の編成は、行政庁の処分ということを妨げず、それによって利益を侵害された者は抗告訴訟を提起しうるものと解するを相当とする。

しかし被告府教委の本件承認は、教育委員会と校長という行政庁の間の内部的な行為であつて、直接国民の権利義務を形成し或いはその範囲を確定するものでもないから、抗告訴訟の対象とはならない。したがつて被告府教委に対する本件訴えは不適法である。

三 次に原告適格について検討する。

親権を行う者はその子女の監護および教育をする権利を有し義務を負う(民法ハニ 〇条)。

石にいう親権者の子に対する監護教育権は、子女の身体の保全育成と精神の発達向上をはかる権利であり、これが第三者によって違法に妨害されたときは、親権者のであり、これが第三者によって違法に妨害されたとのであれてとができるし、行政によって親権者のといる。その取消を訴求することができるが、その取消を訴求することができるが、そので親権者の手で教育が法令に違反し子女の精神の発達向上を妨げるものであればにはいてはいる教育が法令に違反してなる。したがつて親権者はその子はにばにないてはは、おり、原告の表すであり、原告の表すを含むにはないはには、おり、原告の表すであり、原告の規定によび、生していると原告はといってあるから、原告には右課程の編成を求める適格があると原告は主張するのであるから、原告には右課程の編成を求める適格があるければならない。

四本案について判断する。

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育および専門教育を施すことを目的とし(学校教育法四一条)、その教育課程は、教育基本法、学校教育法に則つて作成されるべきものであるが、学校教育法四三条、同法施行規則五七条の二によれば、文部大臣の定める指導要領の基準によるべきことが規定せられ、右規定をうけて、被告府教委が教育行政法三三条一項に基とことが規定せられ、右規定をうけて、被告府教委が教育行政法三三条一項に基といた府基準(成立に争いのない乙第五号証)は、大阪府立高等学校の教育課程は所基準に基いて編成され、同基準に示されていない事項については指導要領に示するによらなければならない(府基準第2、1(1)(2)、そして教育課程の編成に当つては、指導要領総則第二節第五款ならびに第六款に示された事項に留

意しなければならない旨規定する(府基準第2、4) 意しなければならない旨規定する(府基準第2、4)。 1 指導要領(成立に争いのない乙第七号証の一、二)は、普通科の教育課程を編成するにあたつては、生徒の能力、適性、進路等に応じてそれぞれ適切な教育をほ すため、第一学年の後においては、原則として、教育課程の類型を設け、その いずれかの類型を選択して履修させるようにすること、この際、その類型において履修させることになつている教科・科目以外の教科・科目を履修させたり、生徒が 自由に選択履修することのできる教科・科目をも設けるように配慮することを規定 し(指導要領総則第二節第五款2)、また府基準は、教科・科目およびその単位数 の設定に際しては、標準単位数の趣旨にもとづき生徒の実態に応じて適切な指導をなしうるよう配慮することを規定する(府基準第2、2(1))。 ところで、成立に争いのない甲第二号証、乙第二、第三号証の各一、二、証人B、同Cの各証言、被告校長Dの尋問の結果によれば、E高校においては、昭和四五年 度入学の生徒につき、第二学年において数学II、物理A、Bの履修に差を設けて A、Bニコースを配分する教育課程の類型を編成し、各人の能力、適性、進路に応じてそれぞれのコースの選択を生徒に委ねたのであり、第三学年においては、生徒をおおよそ女子大学、女子短期大学進学希望者で入学試験に数学を必要としないか必要度の小さい女子生徒(文I)、文科系(四日)、学部に進学予定の男女生徒(文I 、理科系大学へ進学予定の男女生徒(理科系)、に区分し、国語・古典乙Ⅰ 社会・日本史、数学・数学III、理科・生物、外国語・英語Bの各教科・科 目の履修単位数を右区分すなわち生徒それぞれの進路、適性等に応じて配分し、 の類型を各自の選択に委ねることとして、本件課程が編成されたものであることが認められる。かように本件課程は生徒各人の進路、適性等に応じた類型を設けているのである。なるほど、類型以外の教科・科目の選択、あるいは自由選択の教科・科目を容認していないが、各個人の能力、適性、進路を重視し、これに適応した教育課程を定めることには学校教育の性質上、自ずから限界があるのであり、前掲名 証拠によると、右教科・科目の選択制度については、希望する生徒の数も少なく、 学校の設備、教職員の陣容等からしても、これを設けないことはやむをえないもの と認められ、右事実をもつては未だ前記指導要領、府基準に悖るものということは ず、憲法その他原告の挙示するものということもできない。 指導要領は学校教育法施行規則別表第三に掲げる各教科・科目の単位数の標準 を、例えば数学・数学III五単位、理科・物理A三単位、物理B五単位、化学B四単位、芸術のうち音楽、美術、工芸、書道の各Iについて二単位、各IIについ て四単位と定め(指導要領第一章総則第一節第二款)、普通科生徒に対しては、原 則として右のうち理科・物理A三単位または物理B五単位、化学A三単位または化 学B四単位以上を履修させるものとし、芸術については音楽 I、美術 I、工芸 I および書道 I のうちいずれか一科目につき二単位以上を履飯させる(このほか一科目以上を履修させることが望ましい)としている(同第二即第一款 1)。また府基準では芸術に関しては、全日制の課程の普通科においては、四単位以上(二科目以 上)必修とするものとされている(府基準第2、4(3)) 慮を行なうようにすることを規定し(指導要領第一章総則第二節第六款 1 (2)、(4))府基準も、教科・科目の履習厚年については、原則として指導要領に示されたものによること(府基準第2、2(3))、全日制の課程の普通科における教 科・科目のうち、指導要領にその内容が履修する学年を前提としてなされているも のについては、原則として、その学年において履修させるものとする(同4 (2))と規定している。そして指導要領によれば、全日制の課程について、数学 IIIは五単位を標準とし、第三学年において、理科・物理Bは五単位を標準と し、第二学年および第三学年において、化学Bは四単位を標準とし、第二学年およ び第三学年において、それぞれ履修させることを前提として各内容が定められている(指導要領第二章各教科・科目第三節第二款第四、同第四節第二款第二、第四、 第五)。なお芸術については履修学年の限定は付されていない。 ところで、前掲各証拠によれば、昭和四五年度入学の生徒が第一 て履修した教育課程および第三学年仁おいて履修すべき本件課程は、数学IIIに ついてみれば、第三学年において文Ⅰ類型の者に三単位、文ⅠⅠ類型の者に五単

また化学Bは、昭和四五年入学の生徒については、本件課程(第三学年)において履修させることになつていないことは前記のとおりである。しかし先に述べたおり、化学Bは指導要領とその履修年度が異るが、第一学年および第二学年におってに標準単位数以上の授業を実施したのであり、前掲各証拠によれば、から、その単位を第一、第二学年に配当したのは、第二、第三学年に配当するよりも、他の教科・科目との関係において指導上より効果があるとのE高校の校長、教諭の経験等に基く判断によるものであることが認められ、この判断が誤りであるとも、教諭の経りであると、目高校では昭和四七年五月のよい。しかも被告校長Dの尋問の結果によると、目高校では昭和四七年五月のよい。と徒の希望をいれて週一時間の化学Bの補習授業が営まれていることがあられる。したがつて本件課程の第三学年に化学Bの単位を配当していない点なんら違法ではない。

五 よつて原告の被告府教委に対する訴を却下し、被告校長に対する請求を却下することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 石川 恭 飯原一乗 門口正人) <略>